

JIS

UDC 62-77 : 669.14-462 : 69.05

A 8951

鋼 管 足 場

JIS A 8951 -1995

(2000 確認)

(2006 確認)

平成 7 年 7 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

建築部会 仮設材料専門委員会 構成表 (昭和60年4月1日改正のとき)

	氏名	所属
(委員長)	岸 谷 孝 一	東京大学工学部
	新 村 明	通商産業省生活産業局
	咲 山 忠 男	工業技術院標準部
	片 山 正 夫	建設省住宅局
	加 来 利 一	労働省労働安全局
	森 宜 制	労働省産業安全研究所
	麻 薙 恒 男	大成建設株式会社
	青 木 義 清	清水建設株式会社
	今 村 安 宏	鹿島建設株式会社
	高 松 利 男	中央ビルド工業株式会社
	小野寺 光 哉	住金鋼材工業株式会社
	前 田 正 龍	住友金属工業株式会社
	森 下 節 男	株式会社大林組
	池 田 一 男	社団法人仮設工業会
(事務局)	山 本 勝	工業技術院標準部材料規格課
	高 橋 和 治	工業技術院標準部材料規格課
(事務局)	牛 島 宏 育	工業技術院標準部材料規格課 (平成7年7月1日改正のとき)
	久 保 寛 之	工業技術院標準部材料規格課 (平成7年7月1日改正のとき)

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 32.7.23 改正：平成 7.7.1

官 報 公 示：平成 7.7.3

原案作成協力者：社団法人 仮設工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 建築部会 (部会長 岸谷 孝一)

審議専門委員会：仮設材料専門委員会 (委員長 岸谷 孝一) (昭和 60 年 4 月 1 日改正のとき)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課 (〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鋼 管 足 場

A 8951-1995

Tubular steel scaffolds

1. 適用範囲 この規格は、建築工事に使用する鋼管足場について規定する。

備考1. この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考として併記したものである。

2. 種類 鋼管足場は、単管足場と枠組足場とに区分する。

(1) 単管足場 鋼管を工事現場において緊結金具を用いて組み立てる建て込み足場をいう。

(2) 枠組足場 鋼管を主材としてあらかじめ製作された、建枠及びその他の部材を工事現場で組み立てる建て込み足場をいう。

3. 各部の名称

3.1 単管足場 単管足場の各部の名称は、次による(図1参照)。

- (1) 建地
- (2) 布
- (3) 腕木
- (4) けた行筋かい
- (5) 水平筋かい
- (6) 壁つなぎ用金具
- (7) 附属金具
- (8) 敷板
- (9) 前踏み
- (10) 後踏み

備考 附属金具は、次のとおり区分する。

(1) 単管ジョイント 管2本を直線上に結合するもの。

(2) 緊結金具 管を交差させて緊結する場合に用いる次のもの。

(a) 直交形 管の直角交差に用いる金具

(b) 自在形 管の任意角度交差に用いる金具

(3) 固定形ベース金具 建地管の下端に取り付け、建地の荷重を地盤に伝達する金具であって、ほぼと台板とからなる構造のもの。